

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ぬくもりのおうち保育 生野区役所園	
運営法人名称	ぬくもりのおうち保育株式会社	
福祉サービスの種別	小規模保育事業A型	
代表者氏名	施設長 森本 千夏	
定員（利用人数）	12 名	
事業所所在地	〒 544-0021 大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所（庁舎内）1階	
電話番号	080 - 7499 - 0039	
FAX番号		
ホームページアドレス	https://www.nukumorinoouchi.com/nursery/ikunokuyakus-ho/	
電子メールアドレス	info@nummk.com	
事業開始年月日	平成31年4月1日	
職員・従業員数※	正規 4 名	非正規 1 名
専門職員※	保育士 4名	
施設・設備の概要※	[建物] 鉄筋コンクリート造7階建のうち1階	
	[設備等] 保育室、調理室、沐浴室、トイレ、事務所	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	〇 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】

こどもが「その人らしく成長できる保育」を保育者と保護者でともにつくる

【保育方針】

- ・一人ひとりのこどもや保護者を大切にする保育
- ・こどもの思いを受け止める保育
- ・一人ひとりのこどもの発達状況に応じた保育
- ・こどもを信じて待つ保育

【施設・事業所の特徴的な取組】

【少人数でアットホームな安心できる空間】

少人数の特性を活かし、一人ひとりの思いや表情に丁寧に寄り添う保育がおこなわれています。家庭的で温かい雰囲気の中で、こどもは安心して自分らしさを発揮し、のびのびと過ごしています。保育士は発達段階に応じた声かけや支援を心がけ、個々の成長を見守りながら、主体的に関わる力を育んでいます。

【月1回の食育プログラムによる体験的な学び】

毎月1回、季節の食材に触れる食育プログラムを実施しています。給食に使用された食材を実際に見て、触ってみる体験を通して、食への関心や「食べることの楽しさ」を自然に学べるよう工夫されています。栄養士や保育士が連携し、こどもの年齢や理解に合わせた活動をおこなうことで、食文化への理解を深めています。

【自然に親しむ豊かな野外活動】

毎日一定時間、近隣の公園などで戸外遊びをおこない、季節の変化や自然の心地よさを感じながら体を動かしています。草花や虫など身近な自然との関わりを通して、好奇心や探究心を育てる機会となっています。こうした活動は体力づくりに加え、友だちとの関わりや協調性を育む時間にもなっています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育第三者評価株式会社
大阪府認証番号	270066
評価実施期間	令和7年7月31日～令和8年2月13日
評価決定年月日	令和8年2月13日
評価調査者（役割）	2401C011（運営管理委員） 2401C026（専門職委員） （ （ （

【総評】

◆評価機関総合コメント

桃谷駅から徒歩15分、生野区役所前バス停から徒歩3分と交通の利便性が高く、生野区役所1階に位置する施設です。周辺には警察署や消防署があり、地域の安全拠点に隣接した立地であることから、保護者にとっても安心感のある環境が整っています。徒歩5分の場所には公園があり、信号を一つ渡るだけで安全に到着できるなど、日常的な戸外活動にも適した地域環境です。園内は少人数ならではの落ち着いた雰囲気があり、家庭的で温かな空間の中で子どもが安心して過ごせる環境が形成されています。

保育室は、食事スペースや可動式サークルによるコーナー分けが工夫され、机上遊びや絵本、積み木、ままごと、人形遊びなど多様な遊びが展開されています。じゅうたんを敷いたくつろぎの空間や、四季を感じられる壁面装飾、天井のモビールなど、感性を育む環境づくりが随所に見られます。

保育理念には「こどもがその人らしく成長できる保育を保育者と保護者ととものつくる」と掲げ、一人ひとりを大切にする方針が日々の実践に反映されています。年齢や発達に応じた環境設定、時計や食材カード、パネルシアターなどを用い、視覚的に分かりやすく伝える工夫を取り入れながら、遊びの中で学びにつながる保育が実践されています。

また、おむつとおしり拭きは園が準備するため費用負担がなく、保護者の安心につながっています。さらに、ペーパータオルや食事用エプロンも園で用意しており、持ち物が最小限で済むよう配慮されています。こうした取り組みが、こどもにとって心地よい環境づくりと、保護者にとって利用しやすい園づくりの双方を支えています。

◆特に評価の高い点

【『食えること』への興味づくりと実践的な食育】

食に関する豊かな経験が得られるよう、食育を保育の計画に位置づけ、一人ひとりの発達や食事の進み具合に応じた食事計画を立て、丁寧な援助をおこなっています。特に給食においては、刻まれて提供されることで食材の形や特徴が分かりにくくなる点に着目し、野菜や魚の写真を給食前に提示する工夫をおこなっています。これにより、こどもが「何を食べているのか」を視覚的に理解しやすくなり、食材への興味や安心感につながっています。さらに、献立にちなんだ食べ物クイズや毎月の食育活動、地域の八百屋での買い物体験などを通して、食材に親しむ機会を広げています。これらの取り組みや給食時のこどもの様子は家庭とも共有され、園と家庭が連携しながら、安心して食事を楽しめる環境づくりを行っています。

【定期的な面談と日常的な対話を通した職員支援と保育の質向上】

施設長は、毎月1回の職員面談を継続的に実施し、子どもの姿や保育上の課題に加え、職員一人ひとりの思いや悩み、業務上の困りごとを丁寧に把握しています。面談を通して適切な助言や支援につなげることで、職員が安心して保育に向き合える環境づくりがおこなわれています。また、毎日の昼礼ではこどもの様子や保育実践上の課題について意見交換を行い、その内容を記録・共有することで、次の保育や運営の改善に生かす仕組みが整えられています。さらに、施設長自らが保育現場に積極的に入り、具体的な助言をおこなうとともに、キャリアアップ研修や外部研修への参加を促し、学びを実践につなげる意識づけを行っています。こうした継続的で伴走型のリーダーシップは、職員の主体性を引き出し、園全体の保育の質向上につながっています。

【セルフチェックを通した人権意識の共有と保育実践】

人権や不適切保育に関する研修や勉強会を定期的の実施するとともに、年1回セルフチェックリストを活用し、職員一人ひとりが自身の保育を振り返る機会を設けています。振り返りを通して、こどもの権利が尊重された関わりとなっているかを確認し、日々の保育実践の質の向上につなげています。異年齢での関わりや日常の保育場面においても、こどもの思いや選択を大切に声かけや環境づくりがおこなわれ、こどもが主体的に過ごせる配慮が見られます。また、服務規程に人権に関する規定を明記し、全職員が共通認識のもとでこどもを尊重した保育に取り組める体制が整えられています。

◆改善を求められる点

【標準的な実施方法の文書化と見直し体制の整備】

日常の保育においては、職員同士が口頭で情報共有をおこない、基本的な援助方法やこどもへの関わりかたについて一定の共通理解は図られています。しかし、標準となる実施方法を文書化した手引きやマニュアルは整備されておらず、保育の進めかたが担当者それぞれの理解や経験に委ねられている状況です。そのため、担当者が変わった場合にも同じ質の保育を安定して提供する体制としては十分とは言えません。また、標準的な実施方法を見直すための時期や改訂手順、記録の仕組みも体系的に定められていません。今後は、日々の保育実践や指導計画を振り返り、職員や保護者の意見を踏まえ、内容を整理・文書化し、継続的に見直す仕組みを構築することで、園全体で共有できる標準的な実施方法の確立を望みます。

【ボランティア受入れ体制の整備】

外部の人材がこどもと関わることについては前向きな姿勢が見られますが、ボランティア受入れに関する基本的な考えかたや目的を文書として明確に示すまでには至っていません。また、登録方法や受入れ時の手続き、配置の考えかた、事前説明の内容などを整理した体制も十分に整えられていない状況です。さらに、こどもと関わる際に大切にしたい視点や配慮事項を共有するための研修や支援の仕組みも、今後検討が求められます。園の規模やこどもの年齢構成に配慮しつつ、地域とのつながりを生かしたボランティア受入れの在り方を整理し、段階的に体制整備を進められることを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価に対する施設・事業所のコメントになります。

年に一度監査というものがあるのですが、書類の有無が基本となっており、保育の質や私自身の指導について評価される事はあまり無かった為、今回このような機会を設け自分たちの保育の質や私自身の保育の考え方、指導の仕方を改めて考え、振り返ることが出来、本当に良い機会だと感じました。また細かく文章で分かりやすく記入してくださり、しっかり理解できることが出来、今後の改善点にも目を向けていきながら、質の高い保育と指導が出来るよう精進していきたいと思います。

今回このような機会を設けて頂きありがとうございました。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
(コメント)	園の理念や基本方針はホームページや入園のしおり、園見学時のパンフレット等に明記され、保護者や地域に対してわかりやすく示されています。入園説明会では資料を用いて丁寧に説明がおこなわれ、理念である「こどもがその人らしく成長できる保育を保育者と保護者でともにつくる」という考えかたが伝えられる工夫がなされています。また、理念や方針は玄関と事務所に掲示され、保護者や職員が日常的に目に触れる形で周知が図られています。さらに、園長会議や研修などを通じて繰り返し共有されており、指導計画の作成時にも理念に沿った内容となるよう位置づけられています。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業全体の動向は、ニュースや本部からの情報をもとに把握し、園の経営状況と照らし合わせて分析しています。利用者数の推移は本社に報告し、中期計画に反映しています。地域の状況は、区役所でおこなわれる園長会議への参加や区役所の担当者から情報収集するようにしています。今後は、人口動態や地域福祉計画を踏まえ、保育ニーズや利用者像を多面的に整理・分析することで、地域の変化を見据えた経営判断につなげていくことを期待します。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	職員体制や設備整備に関しては具体的な改善策が提案されています。経営上の重要事項は園長リーダーを経て役員へ共有されており、人材確保などが重点的なテーマとして位置づけられています。こうした対応は進められていますが、その内容や今後の方向性を職員に周知し、理解を深める仕組みを整えることが求められます。組織全体で情報を共有し、職員の意見を反映させながら進めることで、より実効性のある改善につながっていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅰ-3 事業計画の策定		
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人の理念を基盤に、中期的な事業計画が策定されています。計画では課題を整理し、対応策を具体化するとともに、数値目標や成果指標を設定して実施状況を評価できる体制が整えられています。今後は、計画の進行に合わせて定期的な検証をおこない、社会情勢や地域ニーズに応じた見直しを加えていくことが求められます。こうした取り組みを重ねることで、計画は実効性を高め、園全体の方向性を共有しながら継続的な改善につなげていくことを期待します。	
Ⅰ-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	中期計画を反映した単年度の事業計画が策定され、行事計画にとどまらず運営全体を見通した事業計画として位置づけられています。大阪市の公表資料を活用し、区内の待機児童数など外部データを引用することで、計画に客観的な数値が反映されています。今後は、こうした外部データに加えて園独自の数値目標や成果指標を設定し、達成状況を定期的に確認できる仕組みを整えることが課題です。これらの取り組みを重ねることで、計画の実効性が一層高まり、園全体の運営改善につながっていくことを期待します。	
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
Ⅰ-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	事業計画は策定されており、運営の方向性を示す基盤として整えられています。計画の内容を職員に広く共有する取り組みについては、これから進められていく段階です。今後は、会議や面談などを通じて職員が計画の趣旨を理解し、自らの意見を反映できる仕組みをつくることが望まれます。さらに、実施状況を定期的に確認し、評価・見直しを積み重ねることで、計画が組織的に機能し、改善のサイクルが確かなものとなっていくことを期待します。	
Ⅰ-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	入園説明会では、園のしおりや重要事項説明書を用いて、園の方針や年間の取り組みの概要を説明しており、事業計画の趣旨が保護者に伝わるよう配慮されています。また、事業計画は玄関に掲示され周知が図られています。こうした取り組みにより、保護者が園の目指す方向性を理解しやすい環境が整えられています。今後は、計画の主な内容をより分かりやすく整理した資料を用いた説明や、掲示内容の工夫をおこなうことで、保護者の理解が一層深まり、運営方針への共感や協働の意識が育まれていくことを期待します。	

		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	自己評価は毎年実施され、園全体として保育の現状を把握する仕組みが継続しています。施設長は研修や会議を通じて情報を伝達し、職員の意識統一を図っています。また、外部研修への参加や職員間の意見交換を通じて、互いの学びを共有する風土も育まれています。今後は、自己評価や第三者評価で明らかになった課題や成果について、分析・検討する場を組織として位置づけ、定期的に改善策を検討する仕組みが整えられることで、PDCAサイクルがより機能的に展開されていくことを期待します。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	職員間で話し合いを重ねながら課題や取り組みを整理し、その内容を次の保育運営に生かす工夫が進められています。今後は、成果や課題を文書として整理し、職員間で共有したうえで改善計画に反映することで、取り組みの一貫性がより高まります。さらに、担当者や実施時期を明確にし、進捗を定期的に確認できる仕組みを整えることで、計画的な改善が継続し、保育の質の向上につながっていくことを期待します。	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	施設長は、会議や日常のやり取りを通して方針や考えを職員に伝え、意見を尊重しながら理解の共有を図っています。会社方針や新たな取り組みについても丁寧に説明し、職員の理解促進に努めています。また、施設長不在を想定した避難訓練を実施し、有事の対応体制を確認しています。緊急対応時については、施設長不在時の責任者など役割分担を明示した表を掲示し、職員が日常的に確認できるよう配慮されています。今後は、日常業務における役割や責任についても整理し共有することで、より組織的で安定した運営体制の構築が期待されます。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	施設長は、節度ある態度や適切なコミュニケーションを意識し、職員に対して社会人としての基本的な姿勢を示しています。利害関係者との関係においても適正に対応しており、信頼関係の維持に努めています。今後は、経営や法令遵守に関する研修を積極的に受講し、専門的な知識を深めるとともに、学んだ内容を職員間で共有していくことが求められます。園全体で理解を広げることで、法令遵守に関する意識が一層高まり、より安定した運営につながっていくことを期待します。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	施設長は、毎月1回の職員面談を通して、こどもの姿や保育の課題、職員一人ひとりの思いや困りごとを丁寧に把握し、助言や支援につなげています。あわせて毎日の昼礼では、こどもの様子や実践上の課題について意見交換をおこない、記録・共有しながら、次の保育運営や改善に生かしています。また、保育の現場にも積極的に入り、具体的な助言をおこなうとともに、キャリアアップ研修や外部研修への参加を積極的に促し、学びを保育に生かす意識づけをおこなっています。こうした継続的な関わりにより、職員の主体性が引き出され、保育の質の向上につながっています。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	人事・労務・財務関係は本部へ報告しながら、施設長が職員の勤務可能時間や総労働時間を個別に聞き取り、希望に沿うよう配慮しています。毎月のシフト希望にも柔軟に対応し、働きやすい環境づくりに努めています。また、業務が一部の職員に偏らないよう担当者を定め、役割分担を意識した運営がおこなわれています。さらに、人員に余裕がある際には他園へのヘルプをおこない、良い取り組みを取り入れるなど学び合う姿勢も見られます。今後は、職員間での話し合いによる改善の成果を計画的に共有し、組織全体で業務の効率化につなげていくことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	秋の段階で翌年度の採用動向を把握し、必要な人員を見通す仕組みが整えられています。採用後は外部研修と園内での実践研修を組み合わせ、早期に実務へ活かせるよう支援しています。また、継続的な面談により安心して相談できる環境が生まれ、メンタル面からも定着を支えています。今後は、人材育成計画と日々の研修・面談をより一体的に運用し、計画的な育成を通じて安定した人材確保と職員の成長が継続していくことを期待します。	
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	キャリアアップ研修の必要項目が周知されており、職員が自ら研修計画を立てやすい環境が整えられています。また、人事考課規程・賃金規程など、人事管理に関わる規程が整備され、基本的な仕組みは整えられています。今後は、待遇や配置、キャリアアップの仕組みを職員にわかりやすく説明し、理解を深める場を設けることが課題です。こうした取り組みを進めることで、評価と処遇の関係がより明確になり、人事管理の実効性が一層高まっていくことが期待されます。	
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	シフトは職員の希望を考慮して調整され、勤務体制に柔軟性が持たれています。有給休暇は取得しやすく残業もなく、同法人施設との応援体制により安心して働ける環境が整っています。勤怠状況はシステムで管理され、施設長も併せて把握に努めています。月1回の面談や日常の相談対応を通じて意見を聞く機会を設け職員が安心して働ける環境づくりに努めています。今後は、こうした取り組みを基盤として職員の意向や就業状況を定期的に集約・分析し、改善策を計画的に反映する仕組みを整えることで、働きやすさが一層定着していくことを期待します。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	施設長との月1回の個人面談に加え、3月には自己評価シートを用いて職員が自身の取り組みを振り返る機会が設けられています。毎月の個人面談では、目標を設定し、その達成に向けた進めかたについて話し合いがおこなわれています。こうした対話を通じて、個々の成長を支援する姿勢が園内に浸透しています。今後は「期待する職員像」を育成の方向性として明確に共有するとともに、年度当初・中間・年度末などの節目で目標や達成状況を整理・確認する機会を位置づけることで、計画的な人材育成の推進が期待されます。	
Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	専門性の向上を目的として外部研修への参加を推進し、計画に基づいた研修を実施しています。職員から受講してみたい研修や関心分野の聞き取りをおこない、その内容を踏まえて、施設長の視点から必要な研修について整理しています。これらの取り組みを通じて、教育・研修の方向性は一定程度整理されていますが、研修の成果を定期的に振り返り、計画に反映する仕組みについては今後の課題です。今後は、こうした取り組みを積み重ねることで、教育・研修の実効性が高まり、職員の成長につながることを期待します。	

	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
(コメント)	伝達研修をおこなうとともに、キャリアアップ研修の受講状況を把握し、本人の希望に応じて各種研修を受講できるよう配慮しています。大阪市主催の研修一覧やチラシを共有し、職員が研修を選択しやすい環境を整えています。新任職員に対しては、指導担当を定め学びやすい体制を整えています。また、受講が難しい場合にはオンライン研修を活用するなど、無理なく学べる工夫も見られます。今後は、これらの取り組みを基盤にOJTを体系的に位置づけ、階層別・職種別・テーマ別の研修を計画的に展開することで、職員の役割や経験に応じた学びがさらに充実し、継続的な成長につながっていくことを期待します。	
	Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
(コメント)	実習に関する基本姿勢はマニュアルに明記されており、実習生マニュアルも整備されています。マニュアルには育成に対する園の考えかたや指導の基本方針が示されており、どの保育士が指導にあたっても共通の方針に基づいた対応が行えるよう配慮されています。また、実習生一人ひとりの状況に応じて実習プログラムを構築し、学校側の目的や実習計画を踏まえた受け入れがおこなわれています。今後は、実習生の受け入れや指導を通して職員が得た気づきや成果を振り返り、園内で共有・整理していくことで、実習指導体制のさらなる充実につながることを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
	Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
(コメント)	玄関に「法定代理受領の通知について」が掲示され、保護者に対して制度や手続きの仕組みを分かりやすく情報提供する工夫がおこなわれています。また、苦情や相談が寄せられた際には改善状況を公表するよう努めるなど、開かれた運営を心がけています。第三者評価は今回が初めての受審であり、その結果も公開される予定です。今後は、事業計画や財務に関する情報も発信を広げることで、園の運営状況をより明確に示し、透明性の確保が一層進むことを期待します。	
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
(コメント)	園内の小口管理は施設長が月二回の現金実査をおこない職員1名で確認しています。また、社労士や外部経営顧問による監査支援を受け、公正性を確保する取り組みも進められています。現在、事務経理や取引に関するルールは口頭での説明を基本としています。今後はこれらを文書として整備することで、職務分掌や権限・責任がより明確になり、職員への周知も進むことを期待します。	

		評価結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
(コメント)	病児保育の案内や地域のイベント情報をポスターやチラシで掲示・配布し、保護者への情報提供をおこなっています。また、いくのっこ広場などの地域子育て支援拠点の利用や、役所主催のイベント、商店街での買い物体験、勤労感謝の日の交流などを通して、こどもが地域の人と触れ合う機会を設けています。今後は、地域との関わりかたについての基本的な考えかたを文書化し、交流の目的やねらいを整理することで、取り組みがより計画的に進み、こどもの育ちにつながる地域交流が一層深まっていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
(コメント)	外部の人材がこどもと関わることについて、前向きな姿勢をもっています。現時点では、ボランティアの受入れに関する基本姿勢の文書化や、登録手続き・配置・事前説明等を整理した体制づくりが課題となっています。また、こどもと関わる際に大切にしたい視点を共有できるよう、研修や支援の仕組みを整えることも求められます。今後は、園の規模や年齢構成に配慮しながら、地域との関係を生かしたボランティア受入れの在りかたを整理し、段階的に取り組みを進めていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
(コメント)	各方面の関係機関について連絡先を整理し掲示するとともに、特に必要な機関については資料や保管場所を共有し、職員が必要時に活用できる体制が整えられています。子育て支援室や子育て相談、要保護児童対策地域協議会などとは、必要に応じて連絡や面談をおこない、役所とも継続的に情報共有が図られています。今後は、地域の関係機関・団体と共通の課題について意見交換や連携の機会を広げ、協働した取り組みにつなげていくことで、連携の実効性がさらに高まることが期待されます。	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	c
(コメント)	日常的な保育や保護者とのやり取りを通じて子育て家庭の状況に触れる機会があり、地域の実情に接する場面が積み重ねられています。今後は、子育て支援機関や地域のネットワークを通じての情報収集や、保護者や地域住民からの意見を取り入れる仕組みを整えていくことで、地域の福祉ニーズをより幅広く把握していけると考えられます。こうした取り組みを進めることにより、園が地域の状況を的確に理解し、必要に応じた支援や交流の基盤を築いていくことを期待します。	
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	法人では子育て支援事業として、専門家の監修を経た子育て講座を開催しており、園もその開催園の一つとなっています。これにより地域の保護者が日常の育児に役立つ知識を学べる機会が提供されています。今後は小規模園ならではの保護者との距離の近さや家庭的な雰囲気を活かし、地域の子育て家庭に向けた情報提供や相談窓口機能を充実させることが望まれます。こうした活動を継続することで、園が地域に開かれた存在として公益的な役割を果たしていくことを期待します。	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	人権や不適切保育に関する研修や勉強会をおこない、セルフチェックリストを年1回活用して職員一人ひとりが自身の保育を振り返る機会を設けています。こうした振り返りを通して、こどもを尊重した保育が日々の実践に反映されているかを見直しています。また、異年齢での関わりや日常の保育場面において、こどもの思いや選択を大切にする環境づくりがおこなわれています。さらに、サービス規程には人権に関する規定が明記されており、職員が共通の基盤をもってこどもを尊重した保育を実践できる体制が整えられています。	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	写真の取り扱いについては、保護者の同意を得たうえで、項目ごとに細分化された同意書に基づき、家庭の意向を尊重した対応がおこなわれています。また、着替えやおむつ交換の際には、外部から見えないよう環境に配慮し、こどもが安心して過ごせるよう工夫されています。今後は、こうした実践を支えるため、プライバシー保護に関するマニュアルを整備し、職員間で共通理解を図ることで、こどもがより安心して過ごせる体制が一層充実していくことを期待します。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)	見学を希望する保護者に対して、資料を用いた丁寧な説明をおこない、電話やメールでの相談にも柔軟に対応しています。見学時には、施設環境や保育内容だけでなく、園生活の流れや行事についても具体的に紹介し、安心して選択できるよう配慮されています。さらに、日本語以外にも対応できる複数言語のパンフレットを作成し、必要に応じて活用しています。自治体へは定期的に人数報告をおこない、受け入れ可能人数を毎月更新するなど、利用希望者が安心して選択できる環境づくりが進められています。	
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント)	入園時には家庭ごとに個別説明をおこない、保護者の状況や希望を丁寧に聞き取りながら対応しています。内容を理解しやすいよう説明方法を工夫し、保護者が安心して保育を開始できるよう配慮されています。説明後も必要に応じて電話での相談や確認をおこなうなど、柔軟な対応を心掛けられています。今後は、説明の流れや内容を整理し、記録化して職員間で共有することが望まれます。これにより説明の一貫性が高まり、どの職員が対応しても安心して理解できる体制へと発展していくことを期待します。	
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント)	必要に応じて引継ぎ書を作成し、次に通う園へ連絡をおこなう取り組みを実施しています。修了後も訪問や電話による相談を受け入れており、家庭とのつながりを大切にしていることが感じられます。今後は、こどもと保護者が安心して次の生活へ移行できるよう、全員分の引継ぎ文書を整備することが望まれます。また、利用終了後も相談できる窓口や担当者を明示した案内を渡すことで、保育の継続性を一層確かなものにしていくことが期待されます。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	日々の関わりの中で、こどもの成長や興味を丁寧に読み取り、保育内容に反映するよう努めています。行事後には、お帳面や口頭を通じて保護者から感想や意見を聞き取る機会を設けており、保育参観後には施設長との懇談をおこなうなど、対話を通じた意見把握が実施されています。また、意見箱や日々のお帳面を活用し、寄せられた意見については職員間で共有し、必要に応じて改善につなげています。今後は、利用者満足度を定期的に把握する仕組みを整えることで、保護者の声をより計画的に保育や運営の改善に生かしていくことを期待します。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、体制を整備しています。これらの情報は重要事項説明書に記載し、入園時に保護者へ配布・周知しています。現在まで苦情の申し出はありませんが、受付から解決までの記録方法やフローチャートを整えており、万一来対応体制が確立しています。また、対応が発生した場合には、玄関掲示での情報公開、職員間での共有、再発防止の検討を行う仕組みも準備されており、透明性の高い運営につながっています。	
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント)	保護者が相談や意見を安心して伝えられるよう、落ち着いて話せるスペースを確保し、環境面への配慮をおこなっています。相談方法は、送迎時の口頭だけでなく、連絡帳の記入、ホームページの問い合わせフォームの活用など複数の手段を用意しています。また、玄関には匿名で意見を投函できる意見箱を設置し、多様な声を受け止められるよう工夫しています。今後は、園内職員だけでなく、子育て支援センター、行政の相談窓口など園外の機関へも相談できる複数の選択肢を明確にし、それらの方法をわかりやすく示す資料や掲示を整備することで、より相談しやすい体制の構築を期待します。	
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント)	日々の保育の中で保護者が相談しやすく意見を述べやすいよう配慮し、送迎時には必ず1組ずつ対応することで、職員と保護者が1対1で落ち着いて話せる機会を確保しています。寄せられた相談内容は職員間で共有し、誰が対応しても一貫した説明と適切な支援ができるよう努めています。また、検討に時間を要する際には、進捗状況や対応方針を速やかに伝えることで安心感を高めています。一方で、相談対応の記録方法や報告手順、対応策の検討手順を示したマニュアルが未整備であり、今後は仕組みを文書化し統一的に取り組める体制整備を求めます。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
(コメント)	安心・安全な保育の提供を目的として、事故発生時の対応や安全確保に関する責任の所在、具体的な手順を明確に示したマニュアルを整備し、全職員へ周知徹底しています。日々の保育に潜むリスクについては、ヒヤリハット事例を随時記録し、事故要因の把握と再発防止に向けた改善策の検討をおこなっています。さらに、毎月、施設安全チェックシートを用いて設備や備品の点検を実施し、点検項目・実施日・点検者を明確に記録するなど、継続的な安全管理体制を整えています。あわせて、心肺蘇生法を含む事故防止・安全確保に関する研修を実施し、職員一人ひとりの安全意識と対応力の向上に取り組んでいます。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	感染症の予防と発生時の対応について、マニュアルを整備し、全職員への周知徹底を図っています。季節や状況に応じた予防策を講じるとともに、定期的な研修を実施し、職員の知識向上と安全確保に努めています。また、感染症が発生した際には、マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応し、玄関掲示などを通じて保護者へ必要な情報提供をおこなっています。さらに、対応マニュアルは定期的に見直され、継続的に改善がおこなわれています。今後は、感染症対策に関する責任や役割をより明確にし、緊急時対応を含めた安全確保体制や担当者の設置を明文化するなど、組織的な体制整備を期待します。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	災害発生時に備え、職員体制を整理するとともに、多様な災害を想定した避難訓練を月1回実施し、状況に応じた判断力や安全な誘導方法の習得に努めています。園児の引き渡し表を準備し、非常時にも迅速かつ正確に対応できる体制を整えています。また、食料・飲料水・医療用品等の備蓄リストを作成し、施設長と調理担当者が連携して定期的に管理・点検をおこなっています。さらに、消防署による救命講習を受講し、職員の防災意識と実践的な対応力の向上を図っています。今後は、避難方法や避難ルートをより明確にするとともに、災害時におけるこども・保護者・職員の安否確認方法を整理・明文化することで、より実効性の高い安全確保体制の構築を求めます。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	c
(コメント)	日常の保育においては、職員同士がその都度口頭で情報共有をおこない、基本的な援助の方法やこどもへの関わり方について一定の共通理解は図られています。しかし、標準となる実施方法を文書化した手引きやマニュアルは整備されておらず、保育の進めかたは担当者それぞれの理解や伝えかたに委ねられている状況です。そのため、担当者が変わっても同じ質の保育を安定して提供できる体制としては、まだ十分とは言えません。今後は、日々実践している保育の手順や大切にしている関わりを整理・文書化し、職員間で共有できる仕組みを整えることで、園全体として統一した保育の実践につながることを期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
(コメント)	標準的な実施方法については、現在、体系的に整理された文書やマニュアルの整備には至っておらず、更新の時期や改訂手順、見直しの記録といった仕組みも、今後整えていく段階にあります。日々の保育の中で得られる気づきや指導計画の振り返りを、継続的に標準的な方法へ反映していく体制づくりが今後の課題です。また、職員や保護者の声を丁寧にくみ取りながら、実践に即した内容へと発展させていける仕組みを整えることで、誰もが理解し共有しやすい標準的な実施方法の確立を期待します。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
(コメント)	全体的な計画に基づき年間指導計画を作成し、それを月案へと展開するなど、体系的な指導計画の作成がおこなわれています。保育開始前には聞き取りシート等を用い、アセスメントの手順に沿ってこどもの発達状況や保護者の意向を把握し、計画に反映する流れが整えられています。保護者の意見についても職員間で共有され、日々の保育や指導計画に生かされています。また、本部による巡回を含め、必要に応じてアセスメントに関する協議をおこない、支援内容の検討を重ねています。一方で、指導計画の責任者が明記されていない点が課題であり、今後は責任体制を明確にすることで、より統一性と実効性の高い運用を期待します。	
Ⅲ-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
(コメント)	指導計画は毎週末および月末に評価・反省をおこない、その結果をもとに見直しを実施しています。保護者の意向は連絡帳や口頭で把握し、計画に反映しています。緊急変更時は施設長へ申し出て承認を得る体制とし、昼礼や個人面談で課題や改善点を共有しています。評価結果は次の指導計画の作成に活かし、継続的な改善に努めています。今後は、指導計画の見直しに関する具体的な手順、見直しをおこなう時期や記録の方法、変更の手順、関係職員への周知方法などを文書化し、全職員が共通理解のもとで適切に運用できるよう体制を整備することを求めます。	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	こどもの発達状況や生活の様子については、統一した様式により日々記録し、個別の指導計画にもとづいた保育実施内容は保育日誌に記録するとともに、昼礼ノート等を通して職員間で共有・確認しています。記録内容や書きかたに職員間で差が生じないよう、記録要領の作成や書きかたの説明、必要に応じた指導をおこなっています。情報の流れや分別も明確にされ、コミュニケーションノートや掲示、口頭など多様な手段で共有され、園内会議や記録のデジタル管理を通じて、組織的で効率的な情報共有体制が整えられています。	
Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
(コメント)	子どもに関する記録や個人情報、鍵付き書庫で適切に管理し、外部への持ち出しを禁止するなど取扱いを徹底しています。記録管理の責任者を設置し、管理体制の明確化が図られています。職員に対しては個人情報保護の観点から教育を実施し、個人情報保護規程等を理解・遵守した対応がおこなわれています。入園説明会では個人情報の取扱いについて保護者へ説明し、重要事項説明書への記載と承諾書の取得もおこなわれています。今後は、記録の保存・廃棄、情報開示に関する規定を文書化し、運用方法を明確にしておくことで、より確実な記録管理体制の構築を望みます。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A－１ 保育内容		
A－１－（１） 全体的な計画の作成		
A－１－（１）-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
（コメント）	全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法などの趣旨を踏まえ、園の理念・方針・目標に沿って作成しています。計画には園が大切にしている価値観や保育の方向性が明確に反映されており、文書としても確認できます。また、こどもの発達過程や家庭状況、保育時間、地域の実態を丁寧に考慮して内容を構成しています。作成にあたっては保育に関わる職員が参画し、現場の視点を取り入れながら協働で検討しています。さらに、前年度の計画を振り返り、評価した内容を次年度の計画に生かすことで、継続的な質の向上につながる取り組みとなっています。	
A－１－（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A－１－（２）-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
（コメント）	室内の温度・湿度・換気・採光・音などは常に調整され、定期的な確認を通して適切な環境が維持されています。サークルや遊具は安全な素材を使用し、角にはスポンジカバーを付けるなど、けが防止への配慮もおこなわれています。消毒時には破損がないかも点検し、安全確認を徹底しています。また、仕切り等の工夫により子どもが落ち着いて過ごせる空間を確保し、食事や睡眠を快適におこなえる環境が整えられています。手洗い場やトイレも明るく清潔で、子どもが使いやすい安全な設備となっています。	
A－１－（２）-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
（コメント）	個別記録には、こどもの発達過程や家庭環境に関する情報が詳しく記録されており、その内容に基づいて一人ひとりの個性や特性を尊重した保育がおこなわれています。保育者はこどもの気持ちを丁寧に受け止め、安心して思いを表現できるような温かい雰囲気づくりに努めています。自分の気持ちを十分に言葉で表現できない子どもに対しても、表情やしぐさから思いをくみ取り、寄り添った関わりを行っています。また、子どもに分かりやすい言葉づかいでおだやかに話し、せかしたり制止する言葉を控え、「こどもを信じて待つ保育」を大切にしたい関わりを実践しています。	
A－１－（２）-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
（コメント）	一人ひとりのこどもの発達段階や生活リズムに応じて、食事・排泄・着脱・清潔などの基本的な生活習慣が無理なく身につくよう配慮した支援をおこなっています。子どもがやろうとしている姿を見守り、できない場合もすべてを手伝うのではなく、自分でできるように促せるような言葉かけや援助をおこなっています。疲れや体調に合わせて活動と休息のバランスにも配慮し、安心して過ごせる環境を整えています。また、絵カードや絵本を通して生活習慣の大切さを分かりやすく伝え、子どもが前向きに取り組めるよう温かく見守る関わりをおこなっています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	こどもが自分の思いを伝え、主体的に活動できるよう、「何をしたいのか」を丁寧に聴き取る関わりを大切にしています。遊びの中では、リズム体操や戸外遊びを取り入れ、進んで身体を動かせる環境を整えています。異年齢保育では、協同やルール、相手を思いやる気持ちが育まれるよう、保育者が見守りながら必要に応じて仲立ちをおこなっています。また、交通ルールや食事の場面では絵カードを活用し、視覚的に分かりやすく伝える工夫をしています。さらに、園周辺の公園や散歩先での自然との触れ合い、季節行事や食育活動を通じた地域交流の機会も大切にしています。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	0歳児が安心して長時間を過ごせるよう、安全で清潔な環境を整備しています。食事・睡眠・排泄・遊びの場面では、保育者が一対一で丁寧に関わり、愛着関係が育まれるよう配慮しています。こどもの表情やしぐさを敏感に受け止め、ゆったりと寄り添いながら関わり、個々の生活リズムや好みに応じた玩具の準備や活動をおこなっています。家庭での様子は連絡帳や送迎時のやりとりで共有し、離乳食や生活リズムの変化にも密に連携して対応し、入園当初の慣らし保育も段階的に実施するなど、家庭と園が連携しながらこどもの育ちを支えています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一人ひとりのこどもの状況に応じて、自分でしようとする気持ちを尊重した関わりがおこなわれています。サークルの配置を工夫し、安全に伸び伸びと探索活動ができる環境を整えるとともに、連携園や周辺の公園を活用し、好きな玩具を自分で選んで遊ぶなど主体性を育む機会を設けています。異年齢保育の中で多様な年齢のこどもや調理員などの大人と関わり、豊かな人間関係が育まれています。また、落ち葉拾いをきっかけに「木」の制作へと発展させるなど、こどもの興味を生かした活動もおこなわれています。家庭とは生活リズムや食事、排泄、睡眠、遊びの様子について日常的に情報交換をおこない、必要に応じて相談対応をしながら保育に反映しています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	—
(コメント)	0歳児から2歳児が在園時となるため非該当	
A-1-(2)-⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント)	障がいのあるこどもの入園実績はありませんが、園内は段差のない構造とし、床や角にクッション素材を用いるなど、安全に配慮した環境整備に努めています。今後、障がいのあるこどもが在籍した場合には、個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連づけながら、一人ひとりの状況に応じた支援をおこなう体制を整えています。職員は、障がいのあるこどもの保育に関する研修等を通して必要な知識や情報を習得し、その内容を職員間で共有しています。今後は、保護者全体に対して障がいのあるこどもの保育に関する理解を深めるための情報提供や啓発の取り組みを期待します。	
A-1-(2)-⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	一日の生活の流れを見通し、その連続性に配慮しながら、こども主体の計画性をもった保育に取り組んでいます。こどもの主体性を尊重し、その時々的心情や体調に応じて活動内容を柔軟に調整しています。また、家庭的でゆったりと過ごせる環境づくりを大切に、同じ保育室内をサークルで仕切り、ブランケットを備えたくつろげるリラックス空間を設けるなど、安心して落ち着いて過ごせる工夫をしています。在園時間や生活リズムに配慮した食事やおやつを提供をおこない、こどもの状況については昼礼やコミュニケーションノートを活用して職員間で確実に引き継ぎ、保護者との連携も丁寧に図っています。	

A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	—
(コメント)	0歳児から2歳児が在園時となるため非該当	

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	こどもの健康管理マニュアルを整備し、保健衛生年間計画に基づいて日常的な健康管理を適切におこなっています。体調不良やけががあった際には速やかに保護者へ連絡し、事後の経過確認も丁寧におこなっています。既往症や予防接種の状況など、こどもの健康に関する重要な情報は関係職員間で共有し、園全体で把握できる体制を整えています。また、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を職員に周知するとともに、入園説明会等を通じて保護者にもリスクや予防策について丁寧な情報提供をおこない、家庭と連携した健康管理に努めています。	
A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	健康診断・歯科健診の結果は、こども一人ひとりの記録として適切に保管・管理され、職員間で周知・共有されています。視診結果や虫歯の有無、栄養状態などの情報を職員が把握し、日々の保育や健康管理に生かす体制を整えています。健診結果は保健に関する計画にも反映され、継続的な健康支援につなげられています。保護者には結果を丁寧に説明し、必要に応じて受診勧奨や生活習慣改善への助言をおこなうなど、家庭と連携した支援を実践しています。さらに、健診を通じて把握した健康課題を踏まえ、歯ブラシを使って、ラミネートした紙に描かれた動物の「虫歯」を磨く遊びを取り入れ、楽しみながら歯みがきへの関心を高める取り組みを実施しています。	
A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
(コメント)	アレルギー疾患や慢性疾患のあるこどもへの対応については、アレルギー対応マニュアルを整備し、医師の指示に基づき、一人ひとりの症状や状況に応じた適切な対応をおこなう体制を整えています。現在まで該当するこどもの受け入れ実績はありませんが、今後に備え、保護者との連携を密にし、園での生活や食事の提供等においても、他のこどもとの相違に十分配慮した対応をおこなう予定としています。また、職員は研修等を通して、アレルギーや慢性疾患に関する知識や技術の習得に努めています。今後は、園全体の保護者への説明や情報提供を通して、アレルギー疾患や慢性疾患に対する理解を深めていく取り組みを進められることを望みます。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけながら一人ひとりに合わせた食事計画を立て、丁寧な援助をおこなっています。年齢や発達に応じて机の高さや食材の大きさ、味付け、提供方法を工夫し、こどもが落ち着いて楽しく食事ができる環境を整えています。給食では、刻まれて提供されることで食材の形が分かりにくくなる点に配慮し、野菜や魚などの写真を給食前に示すことで、「何を食べているのか」を視覚的に理解しやすい工夫がされています。さらに、献立にちなんだ食べ物クイズや毎月の食育活動、地域の八百屋での買い物体験を通して、食材への関心を高めています。これらの取り組みやこどもの様子は家庭とも共有し、安心して食事を楽しめる環境づくりに努めています。	

A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
(コメント)	一人ひとりのこどもの発育状況や体調を踏まえ、献立や調理方法に工夫を加えながら、おいしく安心して食べられる給食の提供に努めています。こどもの食べる量や好き嫌いなどについては、毎日の昼礼の中で様子を共有し、職員間で把握に努めています。さらに給食会議において喫食状況を確認し、検食簿に人気のあった献立や進みが良くなかった内容を記録して、次の献立や調理の工夫に反映しています。行事食や季節の野菜、郷土料理も取り入れ、食への関心を高める工夫をおこなっています。また、衛生管理についてはマニュアルに基づき、衛生面に十分配慮した安全な給食提供を行っています。	

		評価結果
A-2 子育て支援		
A-2-（1） 家庭との緊密な連携		
A-2-（1）-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。		a
（コメント）	こどもの生活をより充実したものとするため、家庭との日常的な連携を大切にしています。保育の意図や内容については、連絡帳への記載に加え、ホワイトボードの掲示やお迎え時の口頭でのエピソード伝達などを通して、保護者の理解が深まるよう工夫しています。また、定期的にアプリ配信をおこない、こどもの写真や活動の様子を共有することで、日々の園生活が伝わるようにしています。さらに、保護者参観や親子遠足などの機会を設け、こどもの成長を共に喜び合える場を大切にしています。得られた情報は必要に応じて記録し、職員間で共有することで、継続的な支援につなげています。	
A-2-（2）保護者等の支援		
A-2-（2）-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。		a
（コメント）	保護者が安心して子育てができるよう、登降園時の対話を大切にし、日々の関わりの中で信頼関係の構築に努めています。こどもの体調やその日の様子に加え、保護者の状況にも配慮し、必要に応じて声をかけ、子育てに関する悩みや不安に丁寧に対応しています。相談内容は職員間で共有し、内容に応じて施設長が対応するなど、園全体で支援する体制を整えています。また、保護者の就労等の個々の事情にも配慮し、相談しやすい環境づくりに取り組んでいます。相談内容は適切に記録し、保育者等が助言を受けながら対応できる体制を整備しています。	
A-2-（2）-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		b
（コメント）	虐待等の権利侵害の兆候を見逃さないよう、日常の保育の中でこどもの身体状況や行動、表情の変化を丁寧に観察し、早期発見に努めています。職員が虐待の可能性を感じた場合には、速やかに園内で情報共有をおこない、対応方針を協議する体制を整えています。あわせて、保護者との日常的なコミュニケーションを通じて家庭の状況把握にも取り組み、必要に応じて関係機関と連携しながら、継続的な見守りと予防につなげています。一方で、対応マニュアルに基づく職員研修の実施は今後の課題であり、研修機会を確保することで、園全体の理解と対応力の向上を期待します。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
（コメント）	保育者は、毎月の施設長との面談を通して日々の保育実践を振り返るとともに、年度末には自己評価を行うなど、主体的に振り返りの機会を設けています。自己評価にあたっては、こどもの活動の成果だけでなく、心の育ちや意欲、取り組む過程にも目を向けるよう配慮されています。これらの内容は園全体の保育実践を見直す際の重要な材料として活用され、組織的な改善へとつながっています。さらに、日々の昼礼や職員会議の場で職員同士がこどもの姿や保育の工夫を共有し、互いの気づきや学びを交換することで、学び合いと協働の文化が育まれています。これらの取り組みにより、保育の質の向上に継続的に取り組む体制が整えられています。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	a
（コメント）	就業規則（服務規定）において「他人に暴行を加えないこと」を明記し、体罰や暴言、威嚇などの不適切な対応を禁止する方針を全職員に周知しています。体罰等が起こりやすい場面や状況については、体罰に頼らない援助技術を身につけるため、研修や日常的な話し合いを通じて理解を深めています。また、不適切保育に関する研修も継続的に実施し、職員の意識向上を図っています。さらに、過度なストレスの蓄積を防ぐため、泣いているこどもへの対応は一定時間ごとに交代する体制を整え、早期発見と未然防止に努めています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ぬくもりのおうち保育 生野区役所内園の保護者
調査対象者数	5名
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果（概要）

保護者アンケートは在園児10名の保護者を対象に実施され、5名から回答があり、回答率は50%でした。全16項目中9項目で「はい」が100%となり、さらに3項目で8割以上の肯定的回答が得られており、園への信頼や満足度の高さがうかがえます。

入園前の見学対応や入園時の説明、保育内容や方法、理念・方針についての説明はいずれも全員が「説明があった」と回答しています。

また、園だより等による情報発信、感染症発生時の連絡体制、給食内容や献立の分かりやすい提示、送迎時や連絡帳を通じた情報交換についても高い評価が得られており、安心して子どもを預けられる体制が整っていることが示されています。

自由記述では、「のびのびと過ごせる」「食育や異年齢交流がある」「先生たちがやさしい」といった声が寄せられ、日常の保育が子ども一人ひとりに寄り添っておこなわれている様子がうかがえます。また、「汚れた服まで洗ってくれて感動した」といった具体的なエピソードから、職員の丁寧で温かな関わりが保護者の信頼につながっていることが読み取れます。

一方で、「園での写真掲載に偏りを感じることもある」「昼寝や食事の様子を知りたい」といった意見も見られましたが、いずれも園への不満というより、日々の様子をより知りたいという前向きな要望であり、さらなる情報共有への期待が込められたものと受け取れます。

全体として否定的な意見は少なく、保護者が園の保育内容や職員の姿勢を信頼し、安心して子どもを預けている様子がアンケート結果からうかがえます。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

- 以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

- ・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

16

▶非正規の職員・従業員

- ・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

- 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

- 施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等に応用したい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等